

中部大学研究データポリシーの解説

前文

中部大学（以下「本学」という。）は、社会の発展に寄与する研究課題に取り組み、優れた研究成果をあげることによって、真理の探究と知の創造に貢献することを使命として掲げる。本学が有する豊かな研究データを適切に管理し、広く社会に公開してその利活用を促進することは、この使命を果たす上で不可欠な営みである。

このため、本学は、研究データの管理、公開及び利活用に関する基本原則（以下「ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

本ポリシーが中部大学の研究上の使命に則り策定するものであることを示している。

1. 研究データの定義

本ポリシーにおいて研究データとは、本学における研究活動の過程で研究者により収集又は生成されたデータを指し、その形態がデジタルか否かを問わないものとする。

（１）研究データには、研究者がそれぞれの分野において研究データであると判断するものであって、次のものを含む。

- ①観測データ・試験データ・調査データ・実験ノート・アンケート等
- ②研究成果（論文、講演資料等）と記載された情報の根拠データ
- ③メディアコンテンツ・プログラム等

（２）研究活動とは、本学の専任教員（以下、「研究者」という。）が学内外で行うものを指す。これには研究者の関与のもとで学内外の者（学生、他機関に所属する共同研究者等）が行う活動を含む。

（３）研究者が過去に在籍した機関で収集又は生成した研究データも、本学在籍中にこれらを保持・利用している場合は、本ポリシーの適用対象とする。

（４）学生が教育を受ける上で収集又は生成した研究データは適用外とする。

2. 研究データの管理、公開及び利活用

本学は、研究データを収集又は生成した研究者が、当該データの管理、公開及び利活用（以下「管理等」という。）の方法を決定する権利と責務を有することを認める。研究者は、研究データの管理等の方法を、法令、本学の諸規程その他これに準ずる規範に従い、かつ、他者の権利及び法的利益を損なわない範囲において決定するものとする。

（１）研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。

- (2) 研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることをいう。
- (3) 研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをいう。
- (4) 本学には多様な分野で研究活動を行う研究者が在籍することから、研究者自らの判断の下で、研究データの管理等の方法を決定するものとする。
- (5) 研究者の関与のもとで学内外の者が行う研究から収集又は生成された研究データの管理等についても、関係する研究者（指導教員や受入教員等）の判断の下で、その方法を決定するものとする。
- (6) 研究データの管理等の方法の決定に当たっては、関連法令、国や国際的な機関等が定める研究倫理指針、各研究分野における倫理的要件、契約、本学が定める規程その他これに準ずる規範を遵守する必要がある。
例として以下のものがある。
- ・ 第三者の権利や法的利益（著作権や個人情報等）が関係する場合や安全保障上の規制対象（外国為替及び外国貿易法による輸出規制情報等）に該当する場合は、それらを侵害してはならない。
 - ・ 中部大学研究上の不正行為に関する取扱規程において次のように定めている。

本学の研究者は、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能な研究・調査データ等を提示して発表する。したがって、資料（文書、数値データ、画像等）は、研究成果の発表後 10 年間、試料（実験試料、標本）や装置等（「もの」）は、研究成果の発表後 5 年間保存し、必要な場合に開示しなければならない。

ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

3. 研究者の責務

研究者は、前項に定める範囲において、各研究分野の特性を踏まえつつ、研究データを適切に管理し、可能な限り公開し、その利活用を促進するよう努めるものとする。

- (1) 研究データの公開に当たっては、その正確性・完全性・追跡可能性等の担保が必要である。信頼性を欠くデータに基づく論文は撤回を余儀なくされ、大学及び研究者の信用を失墜させる可能性があるため、研究者は公開データの信頼性確保に努める必要がある。
- (2) 研究データの管理等に対する考え方は研究分野ごとに異なるものであるため、研究者は各分野の研究倫理指針や慣行などを踏まえて実施する必要がある。
- (3) 研究者は、異動又は退職に際し、自身が管理する研究データの取扱いを事前に決定する必要がある。
- (4) オープン・アンド・クローズ戦略及び FAIR 原則に留意の上、研究データを可能な限り公開・利活用することが望ましい。

- ・オープン・アンド・クローズ戦略とは「研究データの特性から、公開するものと非公開とするものとに分けて進める戦略」のことである。

（出典）大学 ICT 推進協議会『大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン』（2021 年 7 月 1 日）

- ・研究データの公開が常に適切であるというわけではない。例えば以下のように非公開とすべき場合もある。

研究データは、国の安全保障を確保し、我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性がある。このため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる。さらに、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、研究データを即時に公開することが適切で無い場合もありうることから、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバゴ（時限付き非公開）期間を設定することも想定される。

（出典）統合イノベーション戦略推進会議「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（2021 年 4 月 27 日）

- ・FAIR 原則とは、研究データの公開に関して国際的に認知され、追求されているデータ共有の原則である。研究データを「Findable（見つけられる）」「Accessible（アクセスできる）」「Interoperable（相互運用できる）」「Re-usable（再利用できる）」ようにするための一連の原則を指し、これらの頭文字をとって FAIR 原則と呼ばれている。

FORCE11（研究データの流通や活用を推進する国際イニシアティブ）によれば、FAIR 原則は次のように説明される。

To be Findable:（見つけられるために）

- F1. （メタ）データが、グローバルに一意で永続的な識別子（ID）を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. （メタ）データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データの識別子（ID）を明記していること。

To be Accessible:（アクセスできるために）

- A1. 標準化された通信プロトコルを使って、（メタ）データを識別子（ID）により入手できること。
 - A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
 - A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable: (相互運用できるように)

- I1. (メタ) データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。
- I2. (メタ) データが FAIR 原則に従う語彙を使っていること。
- I3. (メタ) データは、他の (メタ) データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

To be Re-usable: (再利用できるように)

- R1. メタ (データ) が、正確な関連属性を豊富に持つこと。
- R1.1 (メタ) データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。
- R1.2 (メタ) データが、その来歴と繋がっていること。
- R1.3 (メタ) データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

(出典) FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>, NBDC 研究チーム(訳), "FAIR 原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)" (2019).

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

4. 本学の責務

本学は、研究者の自主性を尊重しつつ、研究者による研究データの管理等を支援するための環境を整備するものとする。

研究データの管理等を推進するため、本学は研究者に対し以下の支援を行うよう努める。

- ①研究データの管理に資するデジタル基盤の提供
- ②機関リポジトリ等の情報基盤の提供
- ③研究データの管理等の推進のための啓発活動
- ④研究データの管理等に際して留意すべき情報の提供
- ⑤研究データに関する知的財産の保護等、法務に関する助言、教育研修

5. 見直し

本ポリシーは、社会情勢及び学術環境の変化に応じ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

本ポリシーは、諸般の事情の変化に応じて柔軟に見直しを行うことを前提として作成していることを示している。

(以上)